

令和4（2022）年7月21日

報道機関 各位

生活環境部 市民生活課

足利市犯罪被害者等支援制度の概要について

国において、令和3年4月から令和8年3月までの計画期間を5か年間とする第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、その中で地方公共団体における犯罪被害者等支援に特化した条例制定等に向けた取り組みについて定めたところです。

これを受け、本市においても犯罪被害者等の支援制度を整備し、同支援制度を盛り込んだ条例を制定していくもので、その制度概要をお知らせします。

記

1 目的

犯罪被害者等支援制度の各種施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図ること、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を寄与することを目的とします。

2 犯罪被害者等支援制度の概要

別添のとおり

3 今後のスケジュール

令和4（2022）年8月～9月 条例骨子案作成
令和4（2022）年9月～10月 パブリックコメントの実施
令和5（2023）年1月 足利市犯罪被害者等支援条例施行

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
市民生活課	課長	花澤久美子	主幹	小林 貴徳	0284-20-2190

足利市犯罪被害者等支援制度の概要（案）

項 目	内 容
1 相談及び情報の提供	市民生活課に既存の市民相談室を犯罪被害者等の支援に係る総合窓口として位置づけ、相談の対応のほか、必要とする支援に関係する部署への取り次ぎなどの支援を行います。
2 見舞金の支給	故意の犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族及び故意の犯罪により療養の期間が1か月以上を要する重傷病を負った犯罪被害者に対し、見舞金の支給を行います。
3 再被害及び二次的被害の防止	再被害及び二次的被害を防止していくため、関係機関と連携して、緊急時の避難先の確保など必要な情報提供、防犯指導を実施していきます。
4 居住の安定	従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図っていくため、必要な支援を行っていきます。
5 人材の育成	県主催の犯罪被害者支援研修会、講演会等に参加することで、支援を担う人材育成、資質の向上に努めます。
6 広報及び啓発	再被害及び二次的被害等の防止、犯罪被害者等支援の必要性について理解してもらうため、情報発信、広報啓発活動を実施していきます。
7 教育活動の推進	学校、家庭及び地域社会と連携し、命の大切さ、自他の生命を尊重する教育活動を推進していきます。
8 民間支援団体への支援	犯罪被害者等の支援活動を行う民間団体に対し、必要な支援を行います。